

議案第30号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月9日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更されたことに伴い、感染症防疫作業手当の特例措置を廃止するため、所要の条例整備を行うものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年朝来市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号資料

朝来市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="347 309 448 338">附 則</p> <p data-bbox="263 349 427 383">1～2 (略)</p> <p data-bbox="304 394 724 427"><u>(感染症防疫作業手当の特例)</u></p> <p data-bbox="263 439 820 1173">3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染者等を収容する病院若しくは感染者等を収容する宿泊施設又は感染者等を収容する病院及び宿泊施設への移動時の動線上及び車内において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p data-bbox="263 1184 820 1532">4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p data-bbox="938 309 1038 338">附 則</p> <p data-bbox="853 349 1018 383">1～2 (略)</p> <p data-bbox="863 394 963 427">(削る)</p>